

第67回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年4月6日(水) 11:00~11:40

場所：第三応接室

○築田危機管理局次長

ただいまから、第67回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、古田美絵さんと、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、危機対策本部の対応状況について、統括調整部から説明があります。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください。本日の本部会議の開催趣旨ですが、本県におけるレベル分類の見直し及び県の対処方針の変更等ということです。

発生状況等については、このあと健康福祉部から説明があります。各部の対応状況ですが、2ページ以降、変更点についてはアンダーラインを記しておりますので、御参照いただければと思いますが、1点、8ページを御覧いただければと思います。商工労働部の1つ上のところですが、先般の会議でお話ししました抗原検査キットを活用した積極的検査について、記述を追加しております。この資料については以上です。

○築田危機管理局次長

次に、感染の状況、青森県におけるレベル分類の見直し等について、健康福祉部から説明があります。

○永田健康福祉部長

資料2、3、4、5に基づきまして、県内での感染状況及びレベル分類の見直し等について御説明をいたします。

資料2を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の現在の県内の発生状況です。4月5日16時30分までに判明した分としまして、これまでに判明した感染者数につきましては、37,873名、また、4月5日16時30分現在の数としまして、入院者127名、宿泊療養者109名、自宅療養者2,945名となっております。検査の状況につきましては御覧のとおりです。相談センターの相談件数及び新型コロナウイルス感染症コールセンターの相談件数についても、資料に記載のとおりとなっております。

2枚目につきましては、先ほど御説明したものを表にしたものです。現在重症者として入院されている方は2名、中等症として入院されている方は20名、その他として入院されている方は105名です。入院が必要な方につきましては、現在、医療提供体制としてしっかり受け入れが可能な状態となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。感染の状況についてです。まず、2枚目のスライド、1ページ目の紙の下側です。人口10万人当たりの一週間の新規陽性者数について、週ごとの比較をしたものです。今週一週間につきましては、先週に比べて対前週比0.844となっております。感染が高止まりからやや減少というような形となっております。圏域別の数につきましては、資料に記載のとおりです。

1枚おめぐりください。新規陽性者数につきましては、高止まりからやや下がったかなというような一週間でした。

4枚目のスライドです。一週間当たりの新規陽性者数を市町村別に見てみますと、青森市と八戸市において、実数として引き続き一週間当たり500名以上の感染者が出ている状況、弘前市において200名以上の感染者が出ている状況となっております。

5枚目のスライドを御覧ください。新規陽性者のうち、65歳以上の高齢者が占める数と割合についてです。3月の中旬以降、高齢者の方の感染については比較的抑えられていると考えておまして、現在、全体の陽性者のうち8パーセント弱程度で推移しているところです。また、明らかな拡大兆候については認められていないところです。

6枚目、70代以上の方の数につきましても同様の傾向となっております。

おめくりいただきまして7枚目です。こちらは一週間当たりの新規陽性者のうち10歳未満を水色、10代の数をオレンジで示したものです。全体の感染者と合わせた形の感染者としましては、30パーセントから40パーセント台の方がこちらに入ってくるような状況でして、県内の感染の主体となるのは、この10歳未満・10代未満の方であると考えているところです。

8枚目、新規陽性者数の年齢階級別割合の日別推移ですけれども、トレンドに大きな変更はありません。

9枚目、病床使用率の状況です。県内では2月28日に病床使用率51.4パーセントでしたけれども、その後徐々に低下しておまして、現在は30パーセント前後というような形となっております。重症病床の使用率につきましても低い値となっております。いずれも必要な方に、必要な入院が速やかに提供できる状態を維持しております。

10枚目、自宅療養者数と療養等調整者数の合計です。全体としまして高止まりの状況が続いておりますけれども、保健所の業務としましては、毎日、状態確認等の連絡が実施できている状態となっております。

11枚目につきましては、先ほど御説明したものと一緒ですので、割愛します。

12枚目、クラスターの発生状況です。県内では保育施設、学校や教育施設に加えまして、高齢者施設でのクラスターの発生が続いているところでありまして、こちらにつきましては、直近一週間についても同様の傾向となっております。

1枚追加でお配りさせていただきました、まとめ（感染状況の評価）です。

新規陽性者数は、直近7日間につきましては、対前週比0.8くらいですので、前週比が0.9から1.0程度で高止まり、あるいはやや徐々に低下している傾向と考えております。

新規陽性者のうち高齢者の数と割合につきましては、3月中旬以降徐々に低下し、3月下旬以降においては、新規陽性者のうち8パーセント未満で推移しており、明らかな拡大兆候は認められません。

病床使用率につきましては、3月下旬以降において、30パーセント前後で推移しており、明らかな上昇は認められておりません。また、県内で入院が必要な状態の新規陽性者、重症患者が発生した際には、入院できる体制を維持できております。

自宅療養者数と療養等調整者数の合計数につきましては、ほぼ釣り合っている状況となっておりまして、自宅療養者への連絡・状態確認等は滞りなく実施できております。

以上を踏まえまして、今後も一定程度、保育施設・高齢者施設関連の新規陽性者が発生するものと考えておりますけれども、医療提供体制への負荷増大により大きな支障が生じるような事態には至らないものと考えております。

資料4を御覧ください。青森県におけるレベル分類につきまして、指標と数値と運用、それぞれについて見直しをしたいと考えております。

1枚目、背景・経緯ですけれども、これまで青森県としましては、国の考え方に基づきまして、レベルを設定して運用していたところです。今使われているものにつきましては、12月3日、第57回の危機対策本部会議において設定したものでありまして、こちらにつきましては、基本的に新型コロナウイルスのデルタ株までの知見を踏まえて設定したものでした。

その後、第9回専門家会議で協議しまして、オミクロン株についての一部運用の見直しを行ったところですが、こちらにつきましては、まだオミクロン株の知見に関して集積していなかったこともありまして、指標・数値を変更せず、運用として総合的に判断をすると

というような軽微な修正のみ行ったところです。

その後、オミクロン株の特徴、具体的には感染伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い、高齢者では重症化する例がある等について知見が集積されてきましたことを踏まえまして、国では「まん延防止等重点措置終了の考え方」を3月11日に設定したところです。

こういった背景・経緯を踏まえまして、本県としましては、オミクロン株の特徴等を踏まえた形でレベル分類（指標・数値・運用）を見直したいと考えております。

2枚目、見直しの内容です。基本的な考え方としましては、これまでと同様、医療提供体制への影響を総合的に評価、判断することを中心としたいと考えております。まず指標項目の見直しですが、オミクロン株の特徴や、国の「まん延防止等重点措置終了の考え方」を踏まえまして、従前の指標項目に以下を追加いたします。

一週間あたりの新規陽性者数の前週比、一週間あたりの新規陽性者に占める70代以上の者の割合、病床使用率のうち重症病床の使用率、自宅療養者数と療養等調整中の者の合計数です。

数値の見直しにつきましては、オミクロン株の特徴や、これまで青森県として様々対応してまいりましたので、そういった対応状況等を考慮して、指標の数値自体を見直したいと考えております。

また、指標項目が追加されたことを踏まえまして、一律に判断がなかなか難しいところもありますので、医療提供体制への影響を総合的に評価・判断する運用の見直しをしたいと思います。

3枚目が従前まで使われていた、新たなレベル分類の運用です。

4枚目を御覧ください。赤字の部分が今回修正、追加を行う部分です。まず上の部分ですが、レベルの移行につきましては、それぞれの指標、それぞれ一つ一つのみならず、それを全体で捉えまして、総合的に判断することとしたいと考えております。

続きまして、レベルの分け方としましては、レベル0、1、2、3、4、この5段階というのは、引き続き従前の考え方を取りたいと考えております。

続きまして、横軸ですけれども、赤字の先ほど申しました一週間当たりの新規陽性者数の前週比、70代以上の者の割合、また、病床使用率のうち重症病床の使用率、自宅療養者数と療養等調整中の者の合計数です。

数につきましては、赤字で記載のとおり、これまでオミクロン株で我々が色々経験したこと、また様々な知見の集積を踏まえまして、それぞれの数を設定したいと考えております。

その上で資料5を御覧ください。ただいま資料4に基づきまして説明をした、新たな形のレベル分類としまして、4月6日時点の数を入れたものです。資料に記載のとおりですけれども、こちらを踏まえまして、本日時点のレベルは、レベル2に相当するものと判断しております。後ほど、専門家の評価について御報告しますので、こちらについては以上です。

○築田危機管理局次長

次に、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更等について、統括調整部から説明があります。

○橋本統括調整部長

それでは、資料6を御覧ください。変更となる県の対処方針です。変更部分について概要を御説明します。

まず、現在の状況ですが、先ほど感染状況のところで御説明があったとおり、新規感染症患者の発生については、依然として多いという状況から、やや減少していることが見受けられます。本県が独自に強化した対策については、進学・就職・転勤等による大規模な人の移動の影響に注意する必要がありますので、人の流れが落ち着く4月10日まで、この10日と

というのは当初設定した期日ですが、ここまで予定どおり継続をいたします。4月11日以降については、今後の春祭り・イベント等で人出の増加が見込まれることなどを踏まえまして、これまで実施してきた日常生活や飲食・会食などに係る感染防止対策の基本的なものは継続することとします。また、県有施設、県立学校の部活動などについては、徹底した感染防止対策を講じるということを前提として、施設の再開や活動制限等の段階的な緩和を行うこととします。

また、2ページの一番上の重点対策ですが、この中に従前は「全県を挙げて人の流れを抑制し、人と人との接触機会を減らす対策を強化する。」という項目がありました。これについては、レベルの見直しを踏まえて対策を変更するというので、削除しております。

次に、6ページの表を御覧ください。これは特別措置法に基づく協力要請の内容になりますが、この部分について変更があります。内容については、後ほど別の資料で説明しますが、簡単に申し上げますと、この協力要請は4月11日からといたします。基本的な感染防止対策等については変更なく継続します。外出・移動については、これまで「少人数」としていたものを「できるだけ少人数」とするほか、イベント等に関する7番の注意喚起について追加しております。また、県外への移動に関して、不要不急の都道府県間の移動を控えるという点については削除した上で、感染症患者が多数発生している地域との往来は注意をいただくとということになります。また、10番のテレワーク等について、出勤者数の削減を要請していた部分については削除して、低減の取組は引き続き行っていただくという要請内容としております。また、次のページの催物（イベント等）の開催の部分の14番に、「また、」以降の部分を追加しております。内容についてですが、資料7で説明します。

レベル2に移行したことを踏まえて、現在の県独自の対策が終了する4月10日の後、4月11日からの警戒強化レベルでの感染防止対策についてということになります。1のこれまでの状況については、先ほど説明がありましたので省略します。2のレベル分類の見直しについても、先ほど説明がありましたので省略します。こうしたレベル分類の見直しを踏まえて、4月11日以降の対策の考え方としては、変更後のレベルを踏まえつつ進学・就職・転勤等による大規模な人の移動の影響や、今後見込まれる春祭り・イベント等によるリスクも考慮し、感染拡大を抑えながら経済社会活動を維持していくということを基本として進めていくこととします。

そのため、警戒は緩めず、基本的にこれまで実施してきている感染防止対策の基本的なものについては、日常生活、飲食・会食などの場面にに関して対策を継続します。その上で、県有施設、県立学校の部活動等の取扱いについては、次のページに詳細を記載しておりますので、その内容としていくこととします。こういった点において、これまでの県独自の対策について、県民の皆様には御協力いただいております。感謝申し上げますとともに、引き続き、感染拡大防止という観点から、御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

別紙の内容についてです。先ほども若干申し上げましたが、基本的な感染防止対策の徹底については変更ありません。一つの密でも避けるということを基本に徹底していただきたいと考えています。

外出・移動についてですが、これまで少人数としていましたが、いろいろな移動の場面もあります。可能な限りできるだけ少人数で行動するように心掛けていただきたいと思いますし、リスクの高い場所や行動については、引き続き控えていただくことが肝要と考えます。イベント等に出向く場合についてですが、イベントの場面はもちろんですが、その前後も含めて人混みを避け、感染リスクが高まる行動は控えていただきたいと思います。イベントに出かけた後、帰る前に、例えば会食といったような場面が考えられるわけですが、そういった場面では、会食等における感染対策をしっかりととるなどして、感染リスクが高まる行動を控えていただくということが重要ということになります。

それから、4の職場・店舗のテレワーク等については、先ほど申し上げたとおりです。

そして、5のイベント等の開催ですが、先ほど県民の皆様お一人お一人に、外出・移動の際の対策、取組の中でイベント等に出向く場合の注意喚起をしておりますが、イベントを主

催する方々からも、イベント等の前後を含めて人混みを避け、感染リスクが高まる行動を控えるように、来場された方々に対して呼びかけを徹底していただくこともお願いするものです。

県主催のイベント行事等については、徹底した感染防止対策を実施した上で開催することとします。これについては、このあと別紙がありますので、そこで若干触れます。また、県有施設についても同様に利用等を開始します。このあと説明いたします。学校教育の対策のうち、県立学校の対策については、このあと教育部から説明がありますので、私からの説明は割愛します。

次のページは参考となっております。県有施設についてですが、基本的に県有施設等については、それぞれ施設の利用形態が異なります。部屋・ホールを貸すというタイプのものであれば、様々な方が来場されて利用されるというタイプもありますので、そうした利用形態に応じて徹底した感染防止対策を実施した上で利用等を開始します。その際は、業種別ガイドラインの遵守を徹底していただくこととなります。県有施設についてはこうした対策について4月11日以降、準備が整い次第、それぞれ御判断いただいて順次利用を開始していくということになります。

その際、留意事項として主なものを掲げておりますが、施設の利用状況によっては、追加した感染防止対策をそれぞれで立てていただくことも必要かと思えます。また、発熱や風邪症状等がみられる方の利用の自粛について、あらかじめ注意喚起をする、あるいは施設内でクラスターが発生するなど感染が拡大した場合には、一時休館も含め適切に対応することが必要ということです。

次にイベントとなりますが、県主催のイベント行事等については、「イベント開催制限の考え方について」に基づき実施していただくこととなります。基本的な感染防止対策でも申し上げたように、一つの密でも回避するなどの基本的な感染防止対策を利用される方に徹底していただくということになります。難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含めて適切な判断が必要となります。

留意事項ですが、イベント開催制限の考え方では、人数の上限等が定められていますが、これはあくまで上限ですので、その範囲の中で、会場の形態や、イベントや行事の内容を踏まえて、距離を取るために必要な人数の上限というのが出てくるかと思えますので、その点はしっかり判断していただきたいと思えます。その他、追加の対策や発熱、風邪症状が見られる方に対する対応は施設と同じです。先ほど、要請事項でも触れましたが、イベント等の前後を含め、人混みを避ける等、感染リスクが高まる行動を控えるという点について、来場される方、利用される方に対しての呼びかけを徹底して実施していただきたいと考えております。

それから、先ほど外出・移動のところで、これまでは「不要不急の都道府県間の移動は、極力控える。」と載っていたものが今回削除されております。それに伴いまして、県職員の県外出張についても、これまでは都道府県をまたぐ出張は、緊急及びやむを得ない場合を除き実施しないこととされておりましたが、移動先の感染状況等を踏まえて適切に対応していくということに、11日以降は変更ということになります。

なお、参考の次のページには県立学校における対策が記載されておりますが、こちらについてはこのあと説明がありますので、私からの説明は省略します。これらの資料については、以上となります。

○築田危機管理局次長

次に、県立学校における対策について、教育部から説明があります。

○和嶋教育部長

資料7の最後のページを御覧ください。県立学校の対策についてです。児童生徒に対して学習の機会を保障するためにも、学校内での感染拡大防止対策を適切に講じた上で、活動を

実施することとしています。

まず、(1)の各教科等については、感染対策を講じてまなお感染リスクの高い学習活動は慎重に検討します。

(2)の学校行事等については、3つの密を避けるよう、実施方法や内容を検討しますが、感染状況等に依りて中止や延期を検討することとします。

(3)の部活動については、教育的意義が高い活動である一方、学年をまたいで活動するなど感染リスクが高いことを考慮し、校長が各部活動の感染防止対策についてチェックリストを用いて点検し、活動の可否を判断するなどの厳格な感染防止対策を引き続き講じていきます。その上で、①の公式試合は慎重な判断の上、参加可能としますが、②の公式戦以外は、県内(可能な限り同地区)の学校間に限定いたします。③の合宿は、引き続き禁止するなど活動を制限します。

また、(4)の外部人材の活用については、県外の人材の来校による直接の指導は禁止とします。

実施期間は4月11日から当面の間とし、各市町村教育委員会教育長及び私立学校には、県立学校の取組を参考に必要な対策を講じるよう協力依頼します。以上が県立学校の感染対策となります。

○築田危機管理局长

次に、青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの報告について、健康福祉部から説明があります。

○永田健康福祉部長

資料8に基づきまして、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見について御報告します。まず、第13回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を4月1日に書面で開催いたしました。同会議においては、1点目として、今後も一定程度、保育施設・高齢者施設関連の新規陽性者が発生するものと思われるが、医療提供体制の負荷増大により大きな支障が生じるような事態には至らないものと見込まれることとした県の感染状況の評価につきましては、妥当であるとの評価をいただいております。

2点目として、オミクロン株の特徴等を踏まえ、医療提供体制への影響を総合的に評価・判断することとした、県のレベル分類の見直しにつきましては、こちらについても妥当であるとの評価をいただいております。

3点目として、見直し後のレベル分類において、現時点での感染状況につきましては、レベル2「警戒を強化すべきレベル」であることにつきましても、妥当であるとの評価をいただいております。

4点目として、4月11日以降の県の感染防止対策については、感染拡大を抑え込みながら経済社会活動を維持していく必要があり、警戒を緩めることなく、基本的には、これまで実施してきた日常生活や飲食・会食などに係る感染防止対策を継続する必要があるとした県の案につきまして、妥当であるとの評価をいただいております。以上の結論をいただいております。

なお、同会議におけるその他の主な御意見として、レベル分類については、医療ひっ迫を主要な指標として、新規陽性者の増加傾向を副次的な指標とすることが妥当であること。重症患者の対応が可能な医療機関は多くはないので、実際の状況を把握しながらレベル分類を決定すること。また、県の感染対策として、イベントや行事の前後の行動も含めて感染拡大防止が重要であること。体調不良者が出勤しないことの定着等、職場内での総合的な感染防止対策が必要であること。これらの御意見をいただいているところです。

県といたしましては、これらの御助言を今後の感染拡大防止に役立てていきたいと考えております。報告は以上です。

○築田危機管理局次長

ここまでの説明等につきまして質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本部長から指示事項と県民に向けたメッセージがございます。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

関係部長から説明があったとおり、新規感染症患者の発生は、依然として多いという状況から、やや減少していることが見受けられます。その一方で、進学・就職・転勤等による大規模な人の移動の影響に注意する必要があることから、本県が独自に実施している感染防止対策については、人の流れが落ち着く4月10日まで継続します。

その上で、4月11日以降については、全国的な感染の増加傾向や今後の春祭り・イベント等で人出の増加が見込まれることなども踏まえ、警戒を緩めることなく、基本的には、これまで実施してきた日常生活や飲食・会食などに係る感染防止対策を継続しながら、経済社会活動を維持していくこととします。

また、徹底した感染防止対策を講じることを前提に、県有施設の再開や活動制限等の段階的な緩和を行うものです。

各部にあっては、こうした考え方を踏まえ、市町村や関係団体、事業者の皆様方とも連携しながら、感染拡大を抑え、県民の命と暮らし、そして地域経済を守るために、それぞれの所管分野においてしっかりと取り組んでください。

また、繰り返し申し上げますが、家庭内を含めて様々な場面で感染が広がっていますので、職員各位にあっては、公私を問わず、基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所・場面はできるだけ避けるようにしてください。その上で、風邪症状、だるさ、喉・鼻の違和感があるときは、無理して出勤せず、速やかに医療機関に相談するようお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染症の対応については、年度替わりにかかわらず、切れ目なく対応していかなければなりません。引き続き、各部の連携・協力の下で、全庁一丸となって取り組むよう指示します。

続いて、県民の皆様方にお話をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症に係る対応について変更等がございますので、そういった点も踏まえましてお話しさせていただきます。

まず、本県のレベル分類についてですが、オミクロン株の特徴に関する知見が集積されてきたことから、今般、その特徴や本県におけるこれまでの対応状況などを踏まえ、医療提供体制への影響を重視することとし、指標、数値及び運用の見直しを行います。

その上で、これまでは従前のレベル分類で「対策を強化すべきレベル3」でしたが、見直し後の各指標の状況を総合的に評価・判断し、本日4月6日から新しいレベル分類で「警戒を強化すべきレベル2」にすることとしました。

次に、本県の感染防止対策についてですが、本県においては、現在、クラスターが頻発する保育施設や重症化リスクの高い高齢者施設などにおいて「積極的検査」を実施しているところとします。

また、進学・就職・転勤等による大規模な人の移動の影響に注意する必要があることから、本県が独自に強化した対策については、前回の本部会議でも申し上げたとおり、人の流れが落ち着く4月10日まで継続します。

その上で、4月11日以降については、依然として警戒を強化すべきレベルであり、全国的な感染の増加傾向や今後の春祭り・イベント等で人出の増加が見込まれることなども踏まえ、警戒を緩めることなく、基本的には、これまで実施してきた日常生活や飲食・会食などに係る感染防止対策を継続しながら、経済社会活動を維持していくこととします。

また、県有施設や県立学校の部活動などについては、徹底した感染防止対策を講じること

を前提に、施設の再開や活動制限等の段階的な緩和を行うものです。

県内では、新規感染症患者の発生が、依然として多いという状況から、やや減少していることが見受けられます。県民の皆様方の御協力に感謝いたします。

今後の感染拡大の防止にも、県民の皆様方お一人お一人の感染防止対策の積み重ねが、大きな力となります。皆様方と力を合わせて新型コロナウイルス感染症を乗り越えていきたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

「STOP！オミクロン」

県民の皆様方に、改めて、3点お願いしたいと思っております。

外出・移動の際は、できるだけ少人数で、感染リスクが高い場所・場面は避け、慎重に行動してください。

会食等は、普段一緒にいる人同士で少人数を基本とし、会話時は必ずマスクを着用してください。懇親の場でも、健康上の問題もありますので、時間を決めてお酒は適量でお願いします。

また、たびたびお願いしておりますが、感染を広げないために、熱、のど、せきなど、具合が悪い時は出勤を控え、医療機関に相談してください。子どもの登校・登園等につきましても、この点に注意していただきたいと思います。また、御家族に感染が疑われる人や具合が悪い人がいたら、自宅でも、できるだけ全員がマスクを着用し、接触を避けるなど、細心の注意を払うことにつきまして、お願いしたいと思います。

これまでの経験を踏まえますと、人出が多くなると、感染も拡大していきます。

春が訪れ、気分も高揚し、様々な活動が活発になる時期ですが、今年の春も、県民の皆様方のお力をお借りしながら、力を合わせ、感染拡大の抑え込みに取り組む必要があります。重ねまして、皆様方お一人お一人が基本的な感染防止対策を徹底するとともに、本県の感染症対策の取組に対し、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、現在、保育施設や高齢者施設、障害者施設等で約17万人分の検査キットによる積極的検査を実施しておりますが、このことにつきましても御協力をお願いします。新しいレベル分類で現在はレベル2ということになりましたが、ここできちんと感染の状況を把握した上で、警戒を怠らずしっかり調べるものは調べた上で、県民の皆様方のお力をお借りしまして、感染症対策を徹底していきたいと考える次第です。基本的な感染防止対策に御協力いただけることが一番でございます。そのことをお願いして、本日の御報告とお願いとさせていただきます。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を終了します。